

平成29年度

革新的自殺研究推進プログラム

公募要領

第1版 20170803版

第2版 20170808版

平成29年8月

自殺総合対策推進センター

目次

I. はじめに	1
1. 事業概要	1
2. 事業の構成	2
II. 応募に関する諸条件等	3
1. 本事業の応募資格者	3
2. 応募に当たっての留意事項	3
III. 公募・評価の実施方法	4
1. 公募研究課題の概要	4
2. 研究計画書等の作成及び提出	7
3. 研究計画書類の選考の実施方法	8
IV. 研究計画書の作成と注意	10
1. 研究計画書類等に含まれる情報の取扱い	10
2. 研究計画書類の様式及び作成上の注意	11
V. 委託研究契約の締結等	12
1. 委託研究契約の締結	12
2. 委託研究費の範囲及び額の確定等	12
3. 本事業を実施する研究機関の責務等について	13
4. 本課題の研究活動に参画する研究者の責務等について	15
5. 研究倫理プログラムの履修について	16
6. 利益相反の管理について	17
7. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について	18
8. 採択後契約締結までの留意点	22
VI. 採択課題の管理と評価	25
1. 研究管理	25
2. 自殺研究 GB	25
3. 実施方法	25
4. 留意事項等	26
5. 成果報告会等での発表	26
VII. 取得物品の取扱い	27
1. 所有権	27
2. 研究終了後の設備備品等の取扱い	27
VIII. 照会先	28

I. はじめに

本公募要領に含まれる公募研究課題は、自殺総合対策推進センター（以下「JSSC」という。）が実施する革新的自殺研究推進プログラムの公募研究課題です。

1. 事業概要

(1) 我が国の自殺対策

我が国の自殺者は、平成 10 年に3万人を超え、その後も極めて高い水準で推移してきたが、平成 18 年に自殺対策基本法が成立、さらに政府において自殺総合対策大綱が策定され、これに基づく関係府省の取組や地域自殺対策強化交付金により地域における関係者の取組が進められてきた。その結果、自殺者数は平成 10 年の急増前の水準まで減少するなど着実に成果をあげた。自殺対策基本法の施行から 10 年が経過し、自殺対策は大きく前進したものの、先進国において我が国の自殺死亡率はまだ高いのが現状である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られ、自殺総合対策大綱においても、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、それら多くの死を防ぐことのできる社会的な問題であるとされている。そうした基本認識の下、自殺対策は、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等の関係者の連携による包括的な生きる支援として展開されてきた。このような取り組みの下、自殺対策を地域レベルの実践的な取り組みによる生きることの包括的な支援としてその拡充を図り、更に総合的かつ効果的に推進するため、議員立法により自殺対策基本法（平成 28 年4月1日施行）が改正され、その理念と趣旨に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として、新しい自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）が策定された。

(2) 研究事業の方向性

自殺総合対策に関する研究については「自殺対策基本法」に基づく新たな自殺総合対策大綱が策定されている。厚生労働省と自殺総合対策推進センターでは、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す施策を達成することを目指し、科学的根拠に基づいた自殺総合対策を強力に推進するため、官民横断型の研究プログラムを創設するものである。

革新的自殺研究推進プログラムは、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することに鑑み、保健医療のみならず他部門との連携のあり方を含めた学術的基盤を学際的・国際的観点から強化し、国際的動向を注視しつつ我が国の自殺総合対策をさらに推進していくものであり、次の 3 領域を中心に進める。

領域 1: 社会経済的な要因に着目した研究

領域 2: 行政施策の企画立案及び効率的な推進のための研究

領域 3: 公衆衛生学的アプローチによる研究

(3) 研究事業全体の目標

革新的自殺研究推進プログラムは、改正自殺対策基本法、および新たな自殺対策大綱に基づき、自殺総合対策の推進に資するデータおよび科学的根拠の収集を目的とする。自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することに鑑み、保健医療のみならず他部門との連携のあり方を含めた学術的基盤を学際的・国際的観点から強化し、国際的動向を注視しつつ我が国の自殺総合対策をさらに推進していくものであり、プログラムでは、「自殺対策基本法」に基づく新たな自殺総合対策大綱を踏まえて、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進することにより、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す施策を達成することを目指すものである。

2. 事業の構成

(1) 事業実施体制

優れた成果を生み出していくための円滑な研究事業の実施を図るため、革新的自殺研究推進プログラムに係るガバニングボード(以下「自殺研究 GB」という。)を研究事業内に設置し、研究テーマの設定、各課題の研究計画・出口戦略・予算配分等への助言、評価を行います。

その上で、各領域に、プログラム・ディレクター(以下「PD」という。)を公募により研究事業内に配置します。PD は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、各課題への必要な指導・助言等を行います。また、研究機関及び研究者は、PD に協力する義務を負います。PD による指導、助言等を踏まえ、必要に応じ計画の見直し、変更、中止、各課題の実施体制の変更等を求めることがあります。

各領域の PD を議長とした、有識者、厚生労働省による、革新的自殺研究推進プログラム研究課題推進委員会(以下、「研究課題推進委員会」という。)を設け、各課題の研究計画・出口戦略の策定、研究の PDCA 管理を行い研究事業の実施を図ります。

各研究課題については自殺研究 GB による事後評価を行います。

(2) 代表機関と分担機関の役割

本事業において、代表機関及び必要に応じて分担機関が研究課題を実施します。

(a)「代表機関」とは研究代表者が所属し、JSSC と直接委託研究契約を締結する研究機関をいいます。

(b)「分担機関」とは共同研究者が所属し、JSSC と直接委託研究契約又は、代表機関と再委託研究契約を締結する「代表機関」以外の研究機関をいいます。

Ⅱ. 応募に関する諸条件等

1. 本事業の応募資格者 本事業の応募資格者は、以下(1)～(4)の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、応募に係る研究課題について、研究実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者(「研究代表者」とします)。

(1) 以下の(a)から(g)までに掲げる国内の研究機関等

- (a) 国の施設等機関※1(研究代表者が教育職、研究職、医療職※2、福祉職※2、指定職※2又は任期付研究員である場合に限る。)
- (b) 地方公共団体の附属試験研究機関等
- (c) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関等(大学共同利用機関法人も含む)
- (d) 民間企業の研究部門、研究所等
- (e) 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人(以下「特例民法法人等」という。)
- (f) 自殺対策の実務支援を行っている民間団体、及び非営利特定法人(以下、「NPO 法人等」という。)
- (g) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条に規定する地方独立行政法人
- (h) その他 JSSC センター長が適当と認めるもの

※1 内閣府及び国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※2 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。

- (2) 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- (3) 課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること。
- (4) 本事業終了後も、引き続き研究を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること。

2. 応募に当たっての留意事項

(1) 委託研究契約について 採択された研究課題については、その実施に当たり、研究課題を実施する機関の長と JSSC センター長との間で委託研究契約を締結することを原則とします。

※原則として、研究代表者 1 人につき 1 課題とさせていただきます。

Ⅲ. 公募・評価の実施方法

1. 公募研究課題の概要 本公募要領に含まれる公募研究課題の概要は以下の通りです。

(1)【領域 3 各課題の課題内容】

3-6. 若者の自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査研究

若者の自殺対策に求められる調査研究、とりわけ自殺未遂者の実態を明らかにした上で現場の支援に直結する支援一体型の調査研究を行う。若者に特有の生きづらさや居場所づくりに関する支援一体型調査研究を民間団体中心に実施する。

2. 研究計画書等の作成及び提出

(1) 研究計画書類様式の入手方法

応募に必要な資料は JSSC ウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

<http://jssc.ncnp.go.jp/>

(2) 研究計画書受付期間

平成 29 年 8 月 3 日(木)～平成 29 年 9 月 1 日(金)必着

※ 全ての研究計画書類について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんのでご注意ください。

(3) 研究計画書の提出

応募には以下の書類を提出してください。研究計画書の提出は、郵送及び e-mail にてお願いいたします。必要事項を記入したもの(WordもしくはPDFファイル)を e-mail に添付してお送りいただいた後、署名捺印したものを郵送にてお送りください。

※なお、持参による提出は受け付けませんので御注意ください。提出期限内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。研究計画書の記載(入力)に際しては、本項目及び研究計画書(様式1)に示した記載要領に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。なお、受付期間終了後は提出いただいた書類の差し替え等には応じられません。

(4) 研究計画書の提出先

〈宛名〉

自殺総合対策推進センター

革新的自殺研究推進プログラム事務局 公募担当

〈住所〉

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

※封筒の表に「革新的自殺研究推進プログラム 研究公募申請書類在中」と朱書きしてください。

〈問い合わせ先〉

E-mail: irpsc@ncnp.go.jp

TEL:042-341-2712(内線 6322・6318)

FAX:042-346-1884

* E-mail にて問い合わせの場合は、タイトルに「研究公募に関して」と記入願います。

- (5) スケジュール等 本事業における採択までのスケジュールは、公募開始時点で以下のとおり予定しています。

書面審査 平成 29 年 9 月中旬(予定)

採択可否の通知 平成 29 年 9 月中旬(予定)

※採択課題候補となった課題の研究代表者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めことや、研究費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

研究開始予定日 契約締結以降

(注)この「予定日」は、計画時に研究開始時期を見据えた最適な研究計画を立てていただくこと、また、採択決定後、契約締結等までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただき、契約締結後、速やかに研究を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、契約締結等をお約束するものではありません。

3. 研究計画書類の選考の実施方法

- (1) 評価方法 本事業における研究課題の採択に当たっては、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の資源配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中から JSSC センター長が指名する自殺研究ガバナリングボード(以下、「自殺研究 GB」という。)を設置し、会議を実施します。自殺研究 GB は、定められた評価項目について評価を行い、JSSC はこれをもとに採択課題を決定します。

(a) 審査は、JSSC に設置した自殺研究 GB において、非公開で行います。

(b) 自殺研究 GB は、提出された研究計画書類の内容について書類選考(書面審査)及び必要に応じて面接(ヒアリング)を行い※、審議により評価を行います。

※ 審査の過程で研究代表者に資料等の追加提出を求める場合があります。

(c) 採択に当たっては、研究代表者に対して、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正※を求めことや、研究費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

※ 採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなります。採択課題の管理と評価についてはVI. 章をご参照ください。

(d) 審査終了後、JSSC は研究代表者に対して、採択可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。

(e) 課題評価委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。また、評価に当たっては、公正で透明な評価を

行う観点から、利害関係者が加わらないようにしています。

(f) 採択課題の研究課題名や研究代表者氏名等は、後日、JSSC ウェブサイトへの掲載等により公開します。また、評価委員の氏名については、原則として、毎年度 1 回、JSSC 全体を一括して公表します。

(g) 公正で透明な評価を行う観点から、JSSC の規定に基づき、自殺研究 GB 委員の利益相反マネジメントを行っています。自殺研究 GB 委員が下記に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象として JSSC に対し申告を求め、原則として当該課題の評価に携わらないものとします。なお、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、かつ、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、課題の評価に参加することがあります。

- ① 被評価者が家族であるとき
- ② 被評価者が大学、国立研究法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき
- ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
- ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき
- ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において 100 万円を超える経済的利益を受けているとき
- ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
- ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき

(h) 応募しようとする者、応募した者は、JSSC 職員、自殺研究 GB 委員、PD に対し、評価及び採択についての働きかけを行わないでください。

(2) 審査項目と観点

課題の選定に当たっては、研究計画書記載の各項目について以下の観点に基づいて審査します。分担機関を設定した研究計画を行った場合は、研究を遂行する上の分担機関の必要性和、分担機関における研究の遂行能力等も評価の対象となります。

(a) 事業目標との整合性

- 事業趣旨、目標等に合致しているか

(b) 計画の妥当性

- 全体計画の内容と目的は明確であるか
- 年度ごとの計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか

(c) 技術的意義及び優位性

- これまでの実績は十分にあるか
- 独創性、新規性を有しているか
- 自殺総合対策の研究に関する国の方針に合致するものであるか
- 自殺総合対策の進展に資するものであるか

(d) 社会的ニーズへ対応するものであるか

(d) 実施体制

- 申請者を中心とした研究体制が適切に組織されているか
- 十分な連携体制が構築されているか

(e) 所要経費

- 経費の内訳、支出計画等は妥当であるか

(f) 事業で定める事項

- 我が国の自殺総合対策「新たな自殺総合対策大綱」にとって重要性が高い研究であるか
- 研究内容が、我が国の自殺総合対策において実用化を見据えたものであるか
- 研究成果が我が国の自殺総合対策の推進に役立つか
- 現時点で実施する必要性・緊急性を有する研究であるか
- 実証研究の場合は、疫学・統計学の専門家が関与しているか

(g) その他、総合的に勘案すべき事項

(a)～(f)及び下記の事項を勘案して総合評価する

- 生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか

IV. 研究計画書の作成と注意

1. 研究計画書類等に含まれる情報の取扱い

(1) 情報の利用目的 研究計画書に含まれる情報は、研究課題採択のための審査のほか、研究費の委託業務、Ⅷ章に記載されている研究支援のために利用されます。また、研究計画書の要約情報は、JSSC 事業運営に資する研究動向の分析にも利用します。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、提案者に不必要な不利益が生じないように、研究計画書類等に含まれる情報に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省 のウェブサイトをご参照ください。

※「行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護 > 法制度の紹介」(総務省)

http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei_kihon.html#7_2

2. 研究計画書の様式及び作成上の注意

(1) 研究計画書類の様式 研究計画書類の様式には、簡潔かつ明瞭に各項目を記載してください。研究計画書類受付期間および提出に関しては、Ⅲ章をご参照ください。

(2) 研究計画書類の作成

応募は郵送及び e-mail にて行います。研究計画書類の作成に当たっては、(3)に示す注意事項も併せてご覧ください。研究計画書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

様式への入力に際しては、以下の事項に注意してください。

- 1) 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- 2) 研究計画書類は、原則として日本語で作成してください。
- 3) 入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。
- 4) 数値は、原則として半角で入力してください。((例)郵便番号、電話番号、金額、人数等)
- 5) 様式の枚数等の制限を守ってください。
- 6) 研究計画書類は、下中央に通しページ(-1-)を付与してください。
- 7) 研究計画書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

(3) 研究計画書類作成上の注意

(a) 省令・倫理指針等の遵守 研究計画の策定に当たっては法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。

詳細は V. 4. (4)項をご参照ください。

(b) 研究課題の提案に対する機関の承認

研究代表者が研究計画書類を提出するに当たっては、代表機関(研究代表者が所属し、JSSC と直接委託契約を締結する研究機関)の長の方の了承を取ってください。また、複数の研究機

関が共同で研究を実施する研究計画を提出する場合には、参加する全ての研究機関の長の了承を得てください。

(c) 研究計画内容の調整 研究課題の採択に当たっては、予算の制約等の理由から、提案された計画の修正を求めることがあります。また、今後、採択された研究課題の実施に当たって、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(d) 対象外となる提案について 以下に示す研究課題の提案は本事業の対象外となります。

- 1) 単に既製の設備備品の購入を目的とする提案
- 2) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の直接経費により賄うことを想定している提案

3. 研究補助金の費目別内訳について

研究補助金の費目及び規定については、厚生労働科学研究費補助金取扱規定(平成10年4月9日厚生省告示第130号)第4条及び厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定)4項に準ずる。不明な点については、プログラム事務局までお問い合わせください。

※厚生労働科学研究費補助金取扱規定(平成10年4月9日厚生省告示第130号)

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/toriatukai10/pdf/01.pdf>

※厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu/01_2.pdf

〈お問合せ先〉

革新的自殺研究推進プログラム 事務局担当

E-mail: irpsc@ncnp.go.jp

TEL:042-341-2712(内線 6322・6318)

FAX:042-346-1884

* E-mailにて問い合わせの場合は、タイトルに「補助金に関して」と記入願います。

V. 委託研究契約の締結等

1. 委託研究契約の締結

(1) 契約条件等

採択された研究課題については、JSSC センター長と委託研究締結先※との間において、単年度の委託研究契約を締結することになります。

契約を締結するに当たっては、事前評価委員会等の意見を踏まえ、目標や実施計画等の修正を求める場合があります。また、契約の内容(経費の積算を含む。)や方法が双方の合意に至らない場合は、採択された課題であっても契約しないことがあります。

契約締結後においても、予算の都合により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究計画の見直し又は中止を求めることがあります。

PD 等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での研究計画の見直し等による契約変更や 研究課題の中止を行うことがあります。

※ 委託研究契約については、研究代表者の所属する研究機関の長と JSSC センター長との間で締結します。ただし、国の施設等機関等に所属する研究代表者については、研究代表者、研究代表者の所属する施設等機関等の長及び JSSC センター長との間で委託研究契約を締結します。

なお、研究計画において「代表機関」と「分担機関」の研究内容が一体的に進める必要性が認められる場合等であって、「分担機関」が国の施設等機関等でない場合には、本事業においては、再委託として取り扱うことを認めることがあります。ただし、再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらに JSSC の求めに応じて監査等に応じることを条件とします。

(2) 契約に関する事務処理 JSSC「委託研究契約事務処理説明書」に従い、必要となる事務処理を行ってください。

※ JSSC ウェブサイトをご確認ください。採択決定時期を目途に公開予定となっております。

<http://jssc.ncnp.go.jp/>

(3) 委託研究費の額の確定等について 当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出していただく委託業務実績報告書を受けて行う委託研究費の額の確定等において、研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求めることがあります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間契約をしないこととなります(V. 7. (2)項をご参照ください)。

2. 委託研究費の範囲及び額の確定等

(1) 委託研究費の範囲

本事業では以下の通り費目構成を設定しています。詳細は JSSC「委託研究契約事務処理説明書」をご参照ください。

※ JSSC ウェブサイトをご確認ください。採択決定時期を目途に公開予定となっております。
<http://jssc.ncnp.go.jp/>

- (2) 委託研究費の計上 研究に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として JSSC「委託研究契約事務処理説明書」の定めによるものとします。
- (3) 委託研究費の支払い 支払額は、年度前期に当該年度の直接経費及び間接経費の合計額をとします。
- (4) 間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について JSSC「委託研究契約事務処理説明書」で確認してください。

3. 本事業を実施する研究機関の責務等について

- (1) 法令の遵守 研究機関は、本課題の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為^{※1}、不正使用^{※2}又は不正受給^{※3}(以下、これら3つをあわせて「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。

※1 「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。

- ア. 捏造(ねつぞう): 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- イ. 改ざん: 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ウ. 盗用: 他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

※2 「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない)をいいます。

※3 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいう。

(注) 上記定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

- (2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止する取組みの一環として、JSSC は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。研究機関には、研究者に対する倫理教育を実施し、その履修状況を JSSC に報告していただきます(詳細は、V. 6. 節及び JSSC のホームページをご覧ください)。

※公募者の内、倫理教育を受けることが困難な場合は、JSSC にご相談ください。

〈問い合わせ先〉

革新的自殺研究推進プログラム 事務局担当

E-mail: irpsc@ncnp.go.jp

TEL:042-341-2712(内線 6322・6318)

FAX: 042-346-1884

* E-mail にて問い合わせの場合は、タイトルに「研究倫理教育に関して」と記入願います。なお、JSSC が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の返還を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示にしたがって委託研究費の執行を停止し、指示があるまで、委託研究費の執行を再開しないでください。

(3) 利益相反の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、JSSC の「課題研究に係る研究者の利益相反マネジメントの取扱いに関する細則」(平成 28 年 8 月 3 日施行)に基づき、研究課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行っていただきます。

JSSC 事業における研究において、研究代表者及び共同研究者の利益相反が適切に管理されていないと JSSC が判断した場合、JSSC は研究機関に対し、改善の指導又は JSSC から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。

※詳細は V. 7. 節及び JSSC のウェブサイトをご覧ください。

(4) 法令・倫理指針等の遵守について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。遵守すべき関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合がございますので、留意してください。また、研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。これらの関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況については、事業年度の終了後一定期間内に、JSSC に対して利益相反管理の状況とともに報告を行って頂く予定です。特にライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の改正をご確認いただきますようお願いいたします。

○ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年度文部科学省・厚生労働省告示 第3

号) (注) 生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページを参照してください。

・厚生労働省「研究に関する指針について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

(5) 委託研究費の執行についての管理責任

委託研究費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」※(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、このガイドラインに示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Dajinkanboukouseikagakuka/0000043064.pdf>

(6) 体制整備に関する対応義務

各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」※¹(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」※²(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき(公的研究費の管理・監査に係る体制整備を含む)遵守し、実施されていること等について、表明保証を行っていただきます。

※¹ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Dajinkanboukouseikagakuka/0000043064.pdf>

※² 「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Dajinkanboukouseikagakuka/husei2.pdf>

4. 本課題の研究活動に参画する研究者の責務等について

(1) 委託研究費の公正かつ適正な執行について

本事業の研究活動に参画する研究者等は、JSSC の委託研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

(2) 応募における手続等

研究担当者となる研究者等は、応募に際しては自身が研究課題を実施する機関への 事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

(3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

JSSC の事業に参画する研究者は、不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止するために 研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります(詳しくは、V. 5. 節をご覧ください。) なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究費の執行を停止等することがありますので、ご注意ください。

5. 研究倫理プログラムの履修について

(1) 履修プログラム・教材について 後記(2)の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・CITI Japan e-ラーニングプログラム
- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)
- ・研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

(2) 履修対象者について

履修対象者は、JSSC の所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者です。

(3) 研究機関等の役割について

研究機関等は、自己の機関(委託先を含む。)に属する上記2の履修対象者に、前記(1)のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させるようにしてください。

(4) 履修状況の報告について

研究者は、JSSC が指定する様式の履修状況報告書を、JSSC に郵送にて提出してください。

報告対象者:平成 29 年度に開始される事業における履修対象者

提出期限 :平成 30 年 3 月末日

提出書類:「研究倫理教育履修状況報告書」

※JSSC のウェブサイトからダウンロードしてください。(近日中に公開予定です。)

<http://jssc.ncnp.go.jp/>

(5) 送付先

〈宛名〉

自殺総合対策推進センター

革新的自殺研究推進プログラム事務局

〈住所〉

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

※封筒の表に「革新的自殺研究推進プログラム 研究倫理教育履修状況報告書在中」と朱書きしてください。

(6) お問合せ先

E-mail: irpsc@ncnp.go.jp

TEL:042-341-2712(内線 6322・6318)

FAX:042-346-1884

* E-mailにて問い合わせの場合は、タイトルに「研究倫理教育募に関して」と記入願います。

6. 利益相反の管理について

(1) 対象事業・課題について

(a) 平成 29 年度以降に開始する全ての研究課題

- 研究に該当しないもの(基盤整備・人材育成等)については対象外となります。
- 平成 29 年 4 月 1 日時点において利益相反規定又は利益相反委員会の整備が未了の研究機関等については、平成 30 年 3 月 31 日まで JSSC の「研究活動における利益相反に関する規則」の適用を除外するものとします。ただし、これらの研究機関等においても、JSSC の事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めてください。

(b) 平成 29 年度以前に開始している研究課題のうち規則別表に掲げる事業における課題

- ただし、規則別表に掲げる事業以外の事業における、平成 29 年度以前に開始している課題についても、JSSC の事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めてください。

(2) 対象者について

研究代表者及び共同研究者

(3) 利益相反審査の申出について

対象者は、研究課題についての各年度の契約締結前までに、利益相反委員会等に対して経済的利益関係について報告した上で、研究課題における利益相反について申し出てください。

(4) 利益相反管理の状況報告書の提出について

研究代表者及び共同研究者は、参加している課題ごとに、利益相反管理の状況報告書を作成し JSSC 宛に郵送にて提出してください。提出期限は、各年度終了後又は委託研究課題・補助事業等の終了後 61 日以内となります。

報告対象者:平成 29 年度に開始される研究に参加する研究代表者及び共同研究者

提出期限 :平成 30 年 3 月末日

提出書類:「研究課題における利益相反申告書」

※JSSC のウェブサイトからダウンロードしてください。(近日中に公開予定です。)

<http://jssc.ncnp.go.jp/>

(5) 送付先

〈宛名〉

自殺総合対策推進センター

革新的自殺研究推進プログラム事務局

〈住所〉

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

※封筒の表に「革新的自殺研究推進プログラム 研究課題における利益相反申告書在中」と朱書き

してください。

(6)お問合せ先

E-mail: irpsc@ncnp.go.jp

TEL:042-341-2712(内線 6322・6318)

FAX: 042-346-1884

* E-mail にて問い合わせの場合は、タイトルに「利益相反申告に関して」と記入願います。

7. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について

(1) 本事業に係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本事業に関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給(以下、これらをあわせて「不正行為等」という。詳細はV. 3. (1))に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定)、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号 厚生科学課長決定)に則り、速やかに当該予備調査を開始したことを JSSC に報告してください。

研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について JSSC と協議しなければなりません。

この場合、JSSC は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、本事業の研究費の執行停止を命じることがありますのでご注意ください。

また、研究機関は、定められた期限以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を JSSC に提出してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JSSC に報告する必要がある他、JSSC の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を JSSC へ提出する必要があります。

研究機関は、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、JSSC への当該事案に係る資料の提出又は JSSC による閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意してください。

研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、JSSC は、研究機関に対し、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行う場合があります。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定)、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)を参照してください。

(2) 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

本事業において、不正行為等があった場合、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定)、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科

発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

1) 契約の解除等

JSSC は、本事業において不正行為等が認められた場合は、研究機関に対し、委託研究契約を解除し、委託研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降委託研究費を交付しないことがあります。

2) 応募及び参加の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、JSSC の事業への応募及び参加の制限を行います。

【不正行為の場合】

(表1)認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為 に関与した 者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10 年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5 年
		上記以外の著者		2~3 年
	3 1 及び 2 を除く不正行為に関与した者			2~3 年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの方と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3 年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2 年	

【不正使用・不正受給の場合】

(表2)研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象事業として採択される場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

(注) 以下の場合、応募申請の制限を科さず、嚴重注意を通知します。

- ・ 1～4において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、且つ、不正使用額が少額な場合
- ・ 6において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

3) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究資金制度において、不正行為等が認められ応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また委託研究契約締結後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

4)他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、JSSC に報告する義務があります。

当該報告を受けて、JSSC は、必要と認める場合には、委託研究費の執行の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託研究契約の解除等を行う場合があります。

5)不正事案の公表本事業において

上記1)及び2)の措置・制限を実施するときは、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」^{※1}(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」^{※2}(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)に従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

※1 「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Dajinkanboukouseikagakuka/0000152685.pdf>

※2 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuu/jigyuu/hojokin-koubo-h27/dl/guideline.pdf>

8. 採択後契約締結までの留意点

(1) 採択の取消し等について 本課題採択後において、以下の場合においては、採択の取消し等を行うことがあります。

- JSSC が指示する提出物の提出期限を守らない場合
- 当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合
- 不正行為等に関する本調査が開始された場合等

(2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

JSSC は、委託研究契約の締結にあたって、研究機関に対し、次の(a)から(c)について表明保証していただきますので、ご注意ください。

(a) 研究機関において、本課題の研究の責任者として「研究代表者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者及び研究代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「共同研究者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者が、国の不正行為等対応ガイドライン^{※1,2}に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独

立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないこと

(b) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドライン^{※1、2}に基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が研究計画書における研究代表者及び共同研究者に含まれている場合には、当該対象者について、委託研究契約締結日前までに JSSC に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき JSSC の了解を得ていること

(c) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドライン^{※1、2}に定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

※1 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 27 年 1 月 16 日科 発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)

※2 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働 省大臣 官房厚生科学課長決定)

(注) JSSC と委託研究契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結(JSSC からみると、再委託契約にあたります。この第三者について、以下「委託先」といいます。)している場合には、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち「共同研究者」(これに相当する肩書きの記載がある者も含む)についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

(3) 研究計画書及び報告書の提出について 採択課題については、研究計画書及び報告書の一部を英語での提出を依頼することがあるので、あらかじめ留意してください。

(4) 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

(a) 不合理な重複に対する措置研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(研究資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに JSSC の本事業担当に

報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(b) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、本項では、これらを「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに JSSC の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(c) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(d) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

研究計画書類に、他府省を含む他の競争的資金等の受入状況(制度名、研究課題名、実施期間、予算額、エフォート等)を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

VI. 採択課題の管理と評価

1. 研究管理

全ての採択課題について、委託研究成果報告書の提出を求めます。また、PD が進捗管理を綿密に行います。進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票(研究の進捗状況を記入する書類)、ヒアリング(個別課題ごとの面談)、サイトビジット(研究実施場所における実際の研究状況の確認)等を通じて出口戦略の実現を図っていきますのでご対応ください。なお、進捗状況に応じて、計画の見直しや課題の中止(早期終了)等を求めることがあります。

2. 自殺研究 GB

革新的自殺研究推進プログラムの研究課題評価の事前評価(目的:JSSC で採択・支援 する研究課題の選定)、事後評価(目的:今後の展開及び実用化に向けた指導・助言等)、中間評価(目的:適切な予算配分や計画の見直し、中断・中止を含めた計画変更の要否の確認等)、追跡評価(目的:研究成果の発展状況等を把握し、これを基に今後の事業立案の検討、評価方法の改善等)を実施します。具体的には、自殺研究 GB を設け、上記の課題評価を実施します。PD は担当する研究課題の進捗管理を行うことに加え、課題評価委員として課題評価にも参画します。

なお、原則として、各研究課題に対する一律 の中間評価は実施しません。ただし、調整費の配分対象となった研究課題等、特に必要と判断された研究課題については、中間評価の対象となりますので留意してください。

3. 実施方法

(1) ヒアリング・サイトビジット等

研究代表者は、JSSC 事務局が指定する手続きに沿って進捗状況の申告を行ってください(VI. 3. (4)項をご参照ください)。担当 PD は、その内容を踏まえ、必要と認めた場合にヒアリングやサイトビジット(実地調査)による詳細な進捗確認を行います。PD は、事業の方向性と各研究課題の方向性が合致しているかどうかを確認し、乖離している場合は研究計画の変更を指導します。ただし、研究の方向性に関する変更など、重要事項の変更については、PD が自殺研究 GB に提案し、課題評価委員が決定することになります。

また、担当 PD は研究班会議にも適宜出席し、研究内容及び進捗状況の把握や研究班の支援に努めることとしています。研究代表者は、研究班会議の日程について、JSSC 事務局の担当者に事前に連絡するようにしてください。

担当 PD は、各研究課題において実用化を加速し得る局面の把握に努め、調整費等による重点配分を積極的に検討し、自殺研究 GB に提言します。

研究課題の将来性を見極め、必要な場合は研究費の投入中止を含めて検討し、自殺研究 GB に提言することも求められます。担当 PD は、必要に応じ、進捗管理に係る活動(ヒアリング、サイトビジット、班会議への参画)に有識者の参画を求めることがあります。担当 PD の判断に資する情報を提供するため、当該有識者から各研究者に対して質問等を行う場合がありますので、研究代表者にはご協力をお願いします。

(2) 成果報告会

本プログラムの研究成果の報告及び研究者同士の議論・交流の活性化のため、PD が推薦する研究課題を中心に成果報告会を開催する予定です。

(3) 研究代表者会議

原則、年2回開催することを予定しています。全体会議においては、担当領域の状況に関する情報共有等を行い、その後各領域に分かれて、PD と研究代表者が当該領域の在り方等について意見交換を行います。

(4) 報告書類

- (a) 「委託研究成果報告書」及び「総括研究報告書」研究の進捗状況等を把握するため、研究代表者は、次年度5月末日までに研究成果を取りまとめた「委託研究成果報告書」を提出していただきます(VI. 1. 節をご参照ください)。
- (b) 委託研究成果報告書 契約期間における委託研究費の使用結果について、直接経費・間接経費ともに「委託研究成果報告書」の中に支出経済を記載し提出してください。

4. 留意事項等

採択の取消し等 研究課題採択後において、JSSC が指示する委託研究費の研究計画書や委託研究成果報告書等の提出期限を守らない場合や、当該研究に参加する研究者については、他の事業で一定期間委託研究費を交付しないこととされた場合等は、採択の取消しを行うことがあります。また、委託契約締結後においても、委託研究費の返還等を求めることがありますので十分留意してください。

※ 一定期間委託を締結しないこととされた当該研究者が「共同研究者」として参加している場合は、研究体制の変更を求めることがあります。

5. 成果報告会等での発表

本事業の成果報告の一環として、採択課題の研究代表者等に対して、JSSC が主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求められます。また、海外への発信の一環とした英語での発表、追跡調査や成果展開調査の一環としての課題終了翌年度以降における発表等を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

VII. 取得物品の取扱い

1. 所有権

大学等^{※1}が直接経費により取得した物品等(以下、「取得物品」という。)の所有権は、大学等に帰属します。

企業等^{※2}の取得物品の所有権は、取得価格が50万円以上(消費税含む。)かつ耐用年数が1年以上のものについてはJSSCに帰属するものとしますが、当該取得物品は委託研究期間終了までの間、委託研究のために無償で使用することができます。当該取得物品については、受託者が善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

※1「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、甲が認めるもの

※2「企業等」とは、「大学等」及び「国の施設等機関等」以外の研究機関、民間団体、NPO法人等を総称したものをいいます。

2. 研究終了後の設備備品等の取扱い

委託研究期間終了後、所有権がJSSCに帰属する取得物品のうち有形固定資産については、企業等に対しては、引き続き当該研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間(有償)を経て耐用年数経過後に有償で譲渡することとします。[※]ただしいずれも、JSSCが当該取得物品を使用し又は処分する場合はこの限りではありません。

消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。(転売して利益を得ることは認められません。)

※上記取扱いを原則としますが、変更を生じる場合があります。研究終了時の賃貸借契約、売買契約、譲渡手続きの時点であらためて案内させていただきます。

Ⅷ. 照 会 先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次に示す連絡先に照会してください。また、情報の更新がある場合は JSSC ウェブサイトの公募情報に掲載しますので、併せてご参照ください。

〈お問合せ先〉

自殺総合対策推進センター

革新的自殺研究推進プログラム事務局

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

E-mail: irpsc@ncnp.go.jp

TEL:042-341-2712(内線 6322・6318)

FAX:042-346-1884